

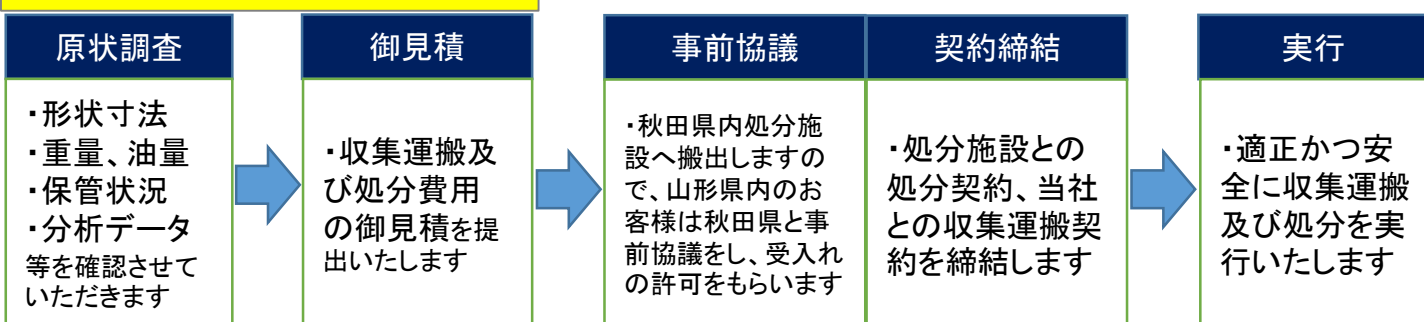
低濃度PCB廃棄物収集運搬許可取得！

この度当社では山形県及び秋田県より、「低濃度PCB廃棄物収集運搬許可」を取得いたしました。

低濃度PCB廃棄物はPCB濃度が **0.5mg/kgを超え、5000mg/kg以下のもの**が該当し、大臣認定の**無害化処理施設**において処理をおこなわなければなりません。また、その**処理期限は平成39年3月**とされております。

▶ ▶ ▶ 「低濃度PCB廃棄物」の処分は当社にお任せください。
処理までの手続きは当社で対応いたします。◀ ◀ ◀

低濃度PCB廃棄物の処理までの流れ



お答えします！「PCB廃棄物処理」Q&A

Q PCB廃棄物の処分期限はいつですか？

A 平成39年3月末まですべてのPCB廃棄物を処分しなければなりません。

Q 処分にかかる費用はどの程度ですか？

A 大きさ、積込条件、運搬距離等により変動します。当社で保管状況等確認してご提示させていただきます。

Q 低濃度PCB廃棄物はどのように処分しますか？

A 大臣認定の低濃度PCB廃棄物無害化処理施設で適正かつ安全に焼却処理を行います。

Q 処理施設の見学はできますか？

A 事前にお問い合わせいただければご案内いたします。

Q 申し込みから回収までどのくらい時間がかかりますか？

A 山形県内の方は秋田県との事前協議が必要となり、通常1~2か月程度要します。

Q 事前協議のやり方がわかりません。

A 当社で全面的にサポートさせていただきます。

上記以外にもご不明な点があれば何でもお気軽にお問い合わせください。

株式会社 **幸 輪** 「一人一人が地球のために・・・シアワセの輪を創る」



本 社 〒999-8431 山形県飽海郡遊佐町菅里字十里塚2-213 TEL0234-75-3785 FAX.0234-75-3786

環境事業部 〒999-8302 山形県飽海郡遊佐町吉出字金俣4-709 TEL.0234-72-5842 FAX.0234-72-5849

HP <http://www.koorin.co.jp> E-mail korin@koorin.co.jp